

本案が、2022 年以降強化・推進されている「こどもまんなか社会の実現」に関連する諸施策に紙幅を割かれていること、ならびに国際機関の取組への貢献・連携強化等が掲げられていることを高く評価します。

その上で、SDGs の 17 の目標のほぼ全てが「子どもの権利」と関わっていることに鑑み、本報告書における「こどもまんなか社会の実現」の姿勢は、「こども施策の抜本的強化と教育振興」等の限定した項目に留まらず、可能な限り多様な側面で示されるべきと考えます。さらに、今般のVNRを通じて日本政府があらゆる面において「こどもまんなか」の取り組みを推進する姿勢を示していただくことが、ユニセフの活動はもとより、国際社会における子どもの権利の保護と推進に大きな力となることを期待し、以下を提案いたします。

## 1頁 2.要約(2)この4年間の日本の取り組みと評価:

「持続可能な経済・社会システムの構築」に以下の内容とするパラグラフを加える。

(ウ(仮))日本は、2023 年、憲法および子どもの権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、政府が所管する子どもを取り巻く行政分野を一元的に推進することも家庭庁を設置した。

## 7 頁 (2)SDGs 推進体制・国内普及の動き:

「(ジャパン SDGsアワード)」に続き、SDGs 副教材「[私たちがつくる持続可能な世界～SDGs をナビにして～](#)」を以下の内容とともに追加する。

(SDGs 副教材「私たちがつくる持続可能な世界～SDGs をナビにして～」)

外務省は、2016年12月の「SDGs実施指針」策定を機に、日本ユニセフ協会、文科省等と学校の教育現場を通じた SDGs 学習用の副教材「私たちがつくる持続可能な世界～SDGs をナビにして～」を開発した。中学3年生の社会科授業での活用を念頭においた副教材は、2018 年以降、毎年情報を更新しながら全国約1万の中学校等に配布されている。副教材と連携した SDGs を学べる WEB サイト「SDGs CLUB」(日本ユニセフ協会作成)へのユニークアクセス数は、年間 1770 万件(2024 年)を超えている。

## 21頁 重点事項②:「誰一人取り残さない」包摶社会の実現:

[国連子どもの権利委員会「最終見解」\(2019 年\)](#)が、子どもに対する暴力や乳幼児期のケア・発達などについて政府の細分化されたデータ収集の取り組みを評価し、さらなる強化を求めたこと、また、「こども大綱」も「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を掲げていることに鑑み、第 3 パラグラフに以下の(下線部)を修正・追加する。

また、持続可能な経済・社会の構築のためには、未来を担うこども・若者の積極的な関与、ならびに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な指標を設定するなど、こども施策における

EBPM(エビデンスに基づいた政策立案)の浸透に向けた仕組み・体制整備が不可欠である。2023年4月には、こどもに関連する政策を一元的に推進し、こどもまんなか社会の実現を目指して、こども家庭庁が発足した。こども・若者から個別の政策について意見を聴取し、政策に反映させる取組も進められている。

## 22 頁 重点事項②:「誰一人取り残さない」包摂社会の実現（健康・長寿の達成）

厚生労働省の「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」は、「活力ある持続可能な社会の実現を目指す観点から優先して取り組むべき栄養課題」の一つとして、日本がOECD諸国の中で最も低出生体重児の割合が高いことを指摘している(令和3年第2回会合 資料3)。国連子どもの権利委員会「最終見解」(2019年)もその要因の分析に基づいた対応を求めていることから、第2ならびに第4パラグラフに、それぞれ以下(下線部)を追加する。

### 第2パラグラフ(最後)

…項目も確認された。OECD 諸国の中で最も高い低出生体重児の割合も、高止まりしている。

### 第4パラグラフ(中段)

…国際的な潮流となっている。低出生体重児割合の高さやNCDs の発症…

## 24 頁 重点事項②:「誰一人取り残さない」包摂社会の実現（包摂的な共生・共助社会づくり）

「こども基本法」の立法目的と子どもの貧困対策や居場所づくりなどを重点課題に掲げる「こども大綱」に鑑み、第1パラグラフに以下(下線部)を追加する。

…重点計画」が策定された。これに先立つ 2023 年 12 月には、子どもの貧困対策や居場所づくりも重点に掲げる「こども大綱」も閣議決定されている。これらに基づき…

## 28 頁 (こども施策の抜本的強化と教育振興):

「こども大綱」が「子どもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図る」とし、こども家庭庁が子どもの権利の正しい理解の普及を通じた子どものウェルビーイングの向上を目指し「子どもの権利教育」の普及を図る「こどものけんりプロジェクト」を日本ユニセフ協会と共に開催していること、さらに、こども家庭庁第15回基本政策部会(2024年11月)にて文部科学省より学校現場での子どもの権利に関する教育の推進に前向きな発言があったことに鑑み、以下(下線部)を追加する。

…こども施策の抜本的強化が図られている。こども家庭庁は、2024 年9月より日本ユニセフ協会とともに「こどものけんりプロジェクト」を推進するなど、「児童の権利条約」の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするおとなに対し広く周知し、社会全体で共有を図る施策を進めている。また、2023年5月より、こども・若者から

個別の政策について意見を聴取する仕組みである「こども若者★いけんプラス」を同庁内に常設し、政策に反映させる取組も進められている。

#### 41 頁（ビジネスと人権）：

国連子どもの権利委員会は、[「最終見解」（2019年）](#)で「今後策定される『ビジネスと人権に関する国別行動計画』において子どもの権利を適切に含めることを求め」たが、翌年10月にまとめられた現行の「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）」は、サプライチェーンにおける児童労働問題への言及に留まっている。日本では、国連が指導原則を発表する以前に旅行・観光業界とインターネット関連事業者がビジネスを通じた子どもの権利の保護の取り組みを始めており、[子どもの売買・児童買春・児童ポルノに関する国連特別報告者、マオド・ド・ブーアニブキッキオ氏の報告（2016年）](#)でも高く評価された。「こども大綱」も「『ビジネスと人権』に関する行動計画に基づく取り組みを進める」としていることから、新行動計画においては、国連の指導原則を補完する形でユニセフなどが2012年に発表した[「子どもの権利とビジネス原則」](#)の内容が包括的な形で反映されることを期待する。以上に鑑み、第2パラグラフを、以下（下線部）のとおり加筆修正する。

さらに、日本政府は、(2025年3月時点において)行動計画の改定作業を進めている。「こども基本法」の成立に基づき閣議決定された「こども大綱」でも、「ビジネスと人権」に関する行動計画に基づく取り組みを進めるとし、児童労働問題にとどまらないより包括的な形でビジネスと子どもの権利の課題に取り組むことも含め、引き続き、SDGs の達成への貢献を図っていく。

#### 58 頁 重点事項④：国際社会との連携・協働：

官民協力や民間資金の動員の重要性を謳っているが、本案の説明は「官」の現状に留まっている印象を受ける。70年前、ユニセフの給食支援を受けていた全国の小中学校の子どもたちの間で広がった当協会の「ユニセフ募金」について、当時、国連復帰を目指していた日本政府は、「All Japan の貢献」として国連にアピールされていた。ユニセフの場合、[日本の官民を合わせた拠出総額は長期にわたり世界トップレベル（2023年実績で第4位）で、通常予算への民間募金（ユニセフ募金）からの拠出額は、米国政府に次ぐ規模を維持している](#)。日本ファンデレイジング協会の[「寄付白書」](#)や JANIC の[「NGO データブック 2021」](#)も、国内の個人・団体・企業等民間セクターによる国際協力分野を含む社会貢献分野への寄付額が近年増加傾向にあることを報告している。これらを踏まえ、第2パラグラフに以下（下線部）を追加する。

…目標17参照。)。他方、約70年前、第二次世界大戦後我が国がまだ国際社会の支援を受けていた時期に全国の小中学校で広がった「ユニセフ募金」に始まった日本の民間資金による国際協力も近年堅調にその規模を拡大し、様々な形の官民連携も進んでいる。

#### 72 頁 各目標の達成状況 目標3（1）平均寿命と健康寿命：

先述のとおり、厚生労働省「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検

討会」は、OECD 諸国で最も割合が高い「低出生体重児」の問題を「活力ある持続可能な社会の実現を目指す観点から優先して取り組むべき栄養課題」の一つとして指摘している([令和3年 第2回会合 資料3](#))。国連子どもの権利委員会「最終見解」(2019年)もその要因の分析に基づいた対応を求めていることから、第1パラグラフに以下(下線部)を追加する。

…健康寿命は延伸してきている。一方で、低出生体重児の割合は高止まりしており、「健康日本(第二次)」の最終評価では…

#### 77頁 目標4:包摂的かつ公正な質の高い教育の提供と生涯学習の促進に向けた取組:

既述のとおり、「こども大綱」が「子どもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図る」とし、こども家庭庁も子どもの権利の正しい理解の普及を通じた子どものウェルビーイングの向上を目指し「子どもの権利教育」の普及を図る「子どものけんりプロジェクト」を日本ユニセフ協会と共に共催している。また、こども家庭庁第15回基本政策部会(2024年12月)にて文部科学省より学校現場での子どもの権利に関する教育の推進に前向きな発言もあった。さらに、法務省「[人権教育・啓発に関する基本計画\(第二次\)【中間試案】](#)」も、学校教育における人権教育の意義・目的を「それぞれの学校種の教育目的や目標の実現に向けて、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようすることを目指す」としている。以上に鑑み、かつ、「子どもの権利教育」はターゲット4.2や4.7の達成に資する取り組みと捉え、以下の項目とパラグラフを追加する。

#### (持続可能な社会をつくるための教育)

日本は、従前より、未来を担う子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを目指し、学校教育における人権教育を推進している。2024年9月には、「こども大綱」に基づく「こどもまんなか社会」づくりの一環として、こども家庭庁が日本ユニセフ協会とともに「子どものけんりプロジェクト」(文部科学省後援)を発足した。同プロジェクトを通じ、学校現場等で子どもたちに「子どもの権利」を正しく理解してもらう学習ツールの提供を始めている。

#### 79頁 (4)国際協力と基礎教育の支援:

日本政府は、2023年5月に広島で開催されたG7サミットで、議長国として「教育は全てのSDGsの目標を達成するための触媒である」「各国が最も疎外された子どもたちのために、より強固な教育システムを構築することを支援するための主要なパートナーであるGPEやECW、また、UNESCOやUNICEFを含む国連機関に対する継続的な支援を求める」とする[首脳コミュニケ](#)をまとめた。これに鑑み、第1パラグラフに以下(下線部)を追加する。

…。また、2023年5月に広島G7サミットでは、議長国として「教育は全てのSDGsの目標を達成するための触媒である」「各国が最も疎外された子どもたちのために、より強固な教育システムを構築することを支援するための主要なパートナーであるGPEやECW、また、UNESCOやUNICEFを含む国連機関に対する継続的な支援を求める」とする首脳コミュニケをまとめ、6月に閣議決定された…

## 82頁 (2)待機児童と男性の育児休業:

ユニセフは2021年6月、経済協力開発機構(OECD)および欧洲連合(EU)加盟国を対象に各国の保育政策や育児休業政策を評価し順位付けした報告書において、日本は、育児休業ランディングは1位でありながら、男性の育児休業取得率の低さなどから「子育て支援策」の総合ランディングでは41カ国中21位に留まっていると発表した。これに鑑み、第2パラグラフに以下(下線部)を追加する。

また、ユニセフが2021年に先進国の育休、保育政策等をランキングした報告書のなかで、育児休業制度は1位でありながら、取得率が低いと指摘した男性の育休休業についても、2023年の厚生労働省の…

## 96頁 目標11:包摶的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する:

ユニセフは、人の生活環境を持続させるためには、住環境の整備はもとより、子どもが一人の人間として扱われ社会と関わるコミュニティづくりが必要であるとする考えに基づき、1996年から「子どもにやさしいまちづくり事業」を展開しており、これは日本政府の「こどもまんなか社会」と共通する考え方であると捉えている。日本国内でも、2025年2月現在、6自治体(北海道二セコ町、同安平町、宮城県富谷市、東京都町田市、奈良県奈良市、愛知県豊田市)が実践自治体として、また、埼玉県三芳町が候補自治体として本事業に参加している。また、山形県遊佐町や東京都豊島区のように独自の形でこども・若者のまちづくりへの参加を進める自治体も少なくない。以上に鑑み、以下の項目と文章を追加する。

(こども・若者とつくる住み続けられるまちづくり)

「こども大綱」のもと、多くの地方自治体も都道県や市町村レベルの「こども計画」をとりまとめ、自治体レベルで「こどもまんなか社会」づくりに取り組んでいる。ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり事業」に参加する愛知県豊田市はじめ6自治体や、山形県遊佐町、東京都豊島区のように独自の形で子ども・若者のまちづくりへの参加に取り組む自治体も増えている。

なお、SDGsは今を生き、将来を担う子ども・若者に直接関わる事柄です。本案でも紹介されている「こども若者★いけんぶらす」に、今後本案が諮られることを強く期待します。

(了)